

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第15条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用<別表1～3、7～19>、昇任<別表4～6、20～24>及び転任<別表25、26>を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第1類採用試験<別表7、8>

実施状況について、申込者数は4,584人で、受験者数3,553人に対して、合格者数は829人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数1,319人の増加、受験者数1,025人の増加、合格者数74人の減少となっており、倍率は4.3倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数2,763人に対して601人の合格者を出し、倍率は4.6倍となっており、また、行政職技術は、受験者数187人に対して107人の合格者を出し、倍率は1.7倍であった。

追加募集については、申込者数は46人で、受験者数41人に対して合格者数は20人であり、倍率は2.1倍であった。

イ 第2類採用試験<別表9>

実施状況について、申込者数は534人で、受験者数368人に対して、合格者数は57人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数14人の減少、受験者数13人の減少、合格者数は68人の減少となっており、倍率は6.5倍であった。

ウ 免許資格職採用試験<別表10、11>

実施状況について、申込者数は285人で、受験者数207人に対して、合格者数は102人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数60人の増加、受験者数40人の増加、合格者数22人の増加となっており、倍率は2.0倍であった。

追加募集については、申込者数は57人で、受験者数50人に対して合格者数は23人であり、倍率は2.2倍であった。

エ 就職氷河期世代採用試験

本試験は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代を対象として実施してきたが、既存の採用試験等で採用に積極的に取り組むこととし、令和6年度を最後に廃止した。

オ 職務経験者採用選考^{注)}<別表12、13>

実施状況について、申込者数は595人で、受験者数431人に対して合格者数は25人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数193人の減少、受験者数145人の減少、合格者数93人の減少となっており、倍率は17.2倍であった。

追加募集については、申込者数は4人で、受験者数3人に対して合格者数は3人であり、倍率は1.0倍であった。

注) 令和7年度に、採用競争試験から採用選考に改正。

カ 行政実務経験者採用選考^注＜別表 14＞

実施状況について、申込者数は 26 人で、受験者数 26 人に対して合格者数は 6 人であり、倍率は 4.3 倍であった。

注) 行政機関で職責を果たす中で培ってきた、豊かな実務経験・積極的な行動力・強い向上心を有し、リーダーシップを発揮しながら即戦力として活躍できる人材を確保するために、令和 7 年度に新設。

キ 障害者を対象とした採用選考＜別表 15＞

実施状況について、申込者数 126 人で、受験者数 94 人に対して合格者数は 6 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 23 人の増加、受験者数 11 人の増加、合格者数 1 人の増加となっており、倍率は 15.7 倍であった。

ク 採用選考（人事委員会分）＜別表 16＞

実施状況について、行政職をはじめ 2 職種について 8 回実施し、受験者数 14 人に対して合格者数は 9 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数は 10 人の減少、合格者数は 4 人の減少であった。

ケ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））＜別表 17＞

実施状況について、医事職をはじめ 6 職種について 17 回実施し、受験者数 602 人に対して合格者数は 169 人であった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数 49 人の減少、合格者数は 3 人の減少であった。

コ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））＜別表 18＞

実施状況について、採用選考は 1,550 回実施し、当初受験者数 13,216 人に対して合格者数は 10,870 人であった。

サ 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 19＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 7 件であり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 7 件であった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験＜別表 20＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 122 人に対して最終合格者数は 11 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 17 人の減少、最終合格者数は 3 人の減少となっており、倍率は昨年度の 9.9 倍から 11.1 倍に上昇した。

イ 課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験・主任転任試験＜別表 21＞

課長補佐昇任選考と課長補佐転任試験とを併せて、受験者数 580 人に対して最終合格者数は 185 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 11 人の減少、最終合格者数は 39 人の減少となっており、倍率は昨年度の 2.6 倍から 3.1 倍に上昇した。

このうち、行政職事務は、受験者数 271 人に対して最終合格者数は 121 人、倍率は 2.2 倍であった。

主任転任試験は、受験者数 2 人に対して最終合格者数は 1 人、倍率は 2.0 倍であった。

ウ 消防職課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 22＞

実施状況について、候補者 2 人に対して合格者数は 2 人であった。

エ 課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 23＞

実施状況について、候補者 31 人に対して合格者数は 31 人であった。

オ 資格試験＜別表 24＞

受験者数 923 人に対して合格者は 545 人、倍率は 1.7 倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数 578 人に対して合格者は 385 人、倍率は 1.5 倍であった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 25＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 56 人で、受験者数 56 人に対して合格者数は 5 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 7 人の増加、受験者数 8 人の増加、合格者数 2 人の減少であった。

イ 転任承認＜別表 26＞

申請者数 8 人に対して承認者数は 8 人であり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 3 人の増加であった。

(5) 条件付採用期間の延長

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 0 件であった。

<別表 1>試験実施日程

(1) 第 1 類採用試験（春実施）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政 [22歳から25歳]	3/3(月)	3/3(月) ゝ 3/24(月)	4/20(日)	個別面接① 5/24(土) ゝ 6/6(金)	7/22(火)
	行政 (教養型) [22歳から25歳]				個別面接② 6/21(土) ゝ 7/4(金)	
	行政 (プレゼンテーション型) [22歳から25歳]				個別面接① 5/24(土) ゝ 5/30(金)	6/27(金)
	情報 [22歳から25歳]				個別面接② 6/14(土) ゝ 6/20(金)	
技術	土木 [22歳から25歳]	3/3(月)	3/3(月) ゝ 3/24(月)	4/20(日)	5/24(土) ゝ 5/30(金)	6/6(金)
	建築 [22歳から25歳]					
	機械 [22歳から25歳]					
	電気 [22歳から25歳]					

注) 令和 7 年 5 月 9 日（金）結果発表

(2) 第 1 類採用試験（春実施（社会人枠））

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政 [26歳から39歳]	3/3(月)	3/3(月) ゝ 3/24(月)	4/20(日)	個別面接① 5/24(土) 5/25(日) 5/31(土) 6/1(日)	7/22(火)
	情報 [26歳から39歳]					
技術	土木 [26歳から39歳]					
	建築 [26歳から39歳]					
	機械 [26歳から39歳]					
	電気 [26歳から39歳]				個別面接② 6/28(土) 6/29(日) 7/5(土) 7/6(日)	

注) 令和 7 年 5 月 9 日（金）結果発表

(3) 第1類採用試験（夏実施）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	社会福祉	4/17(木)	4/21(月) } 5/12(月)	6/15(日)	7/19(土) } 7/27(日)	8/20(水)
	心理					
技術	応用化学					
	造園					
研究 (応用化学・電子・薬学)						
学校事務						
消防						

注) 令和7年6月27日(金) 結果発表

(4) 第1類採用試験（秋実施）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政 [26歳から39歳]	6/20(金)	7/1(火) } 7/31(木)	9/28(日)	個別面接① 10/25(土) 10/26(日) 11/1(土) } 11/3(月)	12/12(金)
技術	土木 [26歳から39歳]				個別面接② 11/22(土) } 11/24(月) 11/29(土) 11/30(日)	
	建築 [26歳から39歳]					
	機械 [26歳から39歳]					
	電気 [26歳から39歳]					

注) 令和7年10月10日(金) 結果発表

(5) 第1類採用試験（追加募集）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
技術	土木 [22歳から25歳]	10/20(月)	10/20(月) } 11/17(月)	11/26(水) } 12/8(月)	1/17(土) 1/18(日) 1/24(土) 1/25(日)	2/6(金)
	建築 [22歳から25歳]					
	機械 [22歳から25歳]					
	電気 [22歳から25歳]					
	土木 [26歳から39歳]					
	建築 [26歳から39歳]					
	機械 [26歳から39歳]					
	電気 [26歳から39歳]					

注) テストセンター方式による SPI3 受検。令和7年12月19日（金）結果発表

(6) 第2類採用試験

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政	6/20(金)	7/1(火) ∟ 7/31(木)	9/28(日)	10/24(金) ∟ 11/7(金)	11/14(金)
技術	土木					10/31(金)
	建築					
	機械					
	電気					
学校事務					11/14(金)	
消防						

注) 令和7年10月10日（金）結果発表

(7) 免許資格職採用試験

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験	合格 発表日
衛生	4/17(木)	4/21(月) } 5/12(月)	6/15(日)	7/19(土) } 7/27(日)	8/20(水)
管理栄養					
保育Ⅰ				7/19(土) } 7/21(月)	
保育Ⅱ					
獣医				7/12(土) 7/13(日)	7/22(火)

注) 令和7年6月27日(金) 結果発表

(8) 免許資格職採用試験(追加募集)

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験	合格 発表日
衛生	10/20(月)	10/20(月) } 11/17(月)	11/26(水) } 12/8(月) ^{注2)}	1/17(土) 1/18(日) 1/24(土) 1/25(日)	2/6(金)
獣医					
保育Ⅰ			11/30(日)		

注1) 令和7年12月19日(金) 結果発表

注2) テストセンター方式による SPI3 受検

(9) 職務経験者採用選考

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験 ^{注2)}	第3次試験	合格 発表日		
事務	行政	6/20(金)	7/1(火) } 7/31(木)	9/28(日)	10/25(土) 10/26(日) 11/1(土) } 11/3(月)	11/22(土) } 11/24(月)	12/12(金)		
	社会福祉								
	心理								
技術	土木								
	建築								
	機械								
	電気								
学校事務									
保育Ⅰ							11/1(土) } 11/3(月)	—	11/14(金)
保育Ⅱ									

注1) 令和7年10月10日(金)結果発表

注2) 令和7年11月14日(金)結果発表(保育Ⅰ・Ⅱを除く)

(10) 職務経験者採用選考(追加募集)

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
衛生	10/20 (月)	10/20(月) ∪ 11/17(月)	11/26(水) ∪ 12/8(月)	1/17(土) 1/18(日) 1/24(土) 1/25(日)	2/6(金)
獣医					

注) テストセンター方式によるSPI3受検。令和7年12月19日(金)結果発表

(11) 行政実務経験者採用選考

試験区分			試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
課長 補佐級	事務	行政	8/13(水)	8/13(水) ∟ 9/1(月)	書類選考	11/22(土) ∟ 11/24(月)	12/12(金)
	技術	土木					
		建築					
		機械					
		電気					
主任級	事務	行政					
	技術	土木					
		建築					
		機械					
		電気					

注) 令和7年10月10日(金)結果発表

(12) 障害者を対象とした採用選考

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験 ^{注2)}	第3次試験	合格 発表日
行政	8/13(水)	8/13(水) ∟ 9/1(月)	10/19(日)	11/15(土)	12/7(日)	12/19(金)

注1) 令和7年10月31日(金)結果発表

注2) 令和7年11月28日(金)結果発表

＜別表 2－1＞第 1 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方（社会福祉、心理、応用化学、造園、研究、学校事務、消防以外） ・昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
心理	下記のいずれかに該当する方 ・学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方 ・公認心理師となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・臨床心理士となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した方又は令和8年3月31日までに修了する見込みの方 ・外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 1 類採用試験（社会人枠）受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・ 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 令和7年度 春実施試験 第1類[大学卒業程度・26歳から39歳]採用試験を受験していない方（秋実施試験を受験する場合） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
情報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の方 ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システム監査技術者試験

<別表 2-3> 第 1 類採用試験受験資格(追加募集)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・ 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・ 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 ・ 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

<別表 2-4> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込の方を除く。 (2) 次のいずれにも該当しない方 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-5> 免許資格職採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 ・昭和61年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方（保育Ⅰ・Ⅱのみ） (2) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
獣医	獣医師の免許を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方

保育 I・II	保育士の資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方又は令和8年3月31日までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの方

＜別表 2－6＞免許資格職採用試験受験資格(追加募集)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 ・昭和61年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方（保育 I のみ） (2) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
獣医	獣医師の免許を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
保育 I	保育士の資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方

＜別表 2－7＞職務経験者採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和39年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成27年7月1日から令和7年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
社会福祉	令和7年6月30日以前に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している方
心理	次のいずれかに該当する方 ・学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方 ・公認心理師となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・臨床心理士となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した方又は令和8年3月31日までに修了する見込みの方 ・外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要

建築	令和7年6月30日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方
保育Ⅰ・Ⅱ	(2)について、「保育所等(※)」における保育士としての職務経験を有する方 (※)「保育所等」とは、次の施設とする。 ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園 ・児童福祉法に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

<別表2-8>職務経験者採用選考受験資格(追加募集)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和39年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年(平成27年10月1日から令和7年9月30日まで)中に60箇月(5年)以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年(12箇月)以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年(36箇月)以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。(ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。) ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外) (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

衛生	令和7年9月30日時点で食品衛生監視員の任用資格を有する方
獣医	令和7年9月30日時点で獣医師免許を有する方

<別表 2-9>行政実務経験者採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 年齢要件 ア 課長補佐級 昭和39年4月2日以降に生まれた方。 イ 主任級 昭和39年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方。 (2) 職務経験 ア 課長補佐級 直近10年中（平成27年8月1日から令和7年7月31日まで）に国、都道府県又は政令指定都市における課長補佐級相当職以上の職務経験(※)が通算5年以上ある方。ただし、国又は同一の団体で3年以上継続して就業していた期間が必要。 イ 主任級 直近10年中（平成27年8月1日から令和7年7月31日まで）に国、都道府県又は政令指定都市における職務経験(※)が通算5年以上ある方。ただし、国又は同一の団体で3年以上継続して就業していた期間が必要。 ※ 通算可能な職務経験について ・「職務経験」とは、国家公務員又は地方公務員の正規職員として国又は同一の団体で週あたり30時間以上の勤務を1年（12か月）以上継続して就業していた期間のことをいう。 ・「正規職員」とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指す。臨時的任用職員や任期付職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務ではない職員は含まない。 ・「課長補佐級相当職以上の職務経験」とは、国、都道府県又は政令指定都市における課長補佐、係長及び主査など、国家公務員行政職俸給表（一）4級に相当する職以上の役職において、実務の中核として事業を推進するとともに、部下の育成・活用などを担う職務経験のことをいう。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者。 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員（教員を含む）ではない方 ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験可。

＜別表 2－10＞障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和55年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要 ア 身体障害者手帳 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等） ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 エ 精神障害者保健福祉手帳 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

＜別表3＞試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	
第1類	事務	行政 [22歳から25歳]	教養試験 〈行政・行政(教養型)・情報の[22歳から25歳]〉 択一式、120分 知識分野:20問必須解答 知能分野:20問必須解答		
		行政(教養型) [22歳から25歳]			
		行政(プレゼンテーション型) [22歳から25歳]			
		行政 [26歳から39歳]			
		情報 [22歳から25歳]			
		情報 [26歳から39歳]			
		社会福祉			
		心理			
	技術	土木 [22歳から25歳]	職務能力試験 〈社会福祉・応用化学・造園・学校事務〉 択一式、60分、60問必須解答		個別面接
		建築 [22歳から25歳]			専門面接(研究のみ)
		機械 [22歳から25歳]			論文試験
		電気 [22歳から25歳]	〈行政(プレゼンテーション型) [22歳から25歳]・行政[26歳から39歳]・土木・建築・機械・電気の[22歳から25歳]及び土木・建築・機械・電気の[26歳から39歳]〉 択一式、70分		(行政(プレゼンテーション型) [22歳から25歳]及び行政・土木・建築・機械・電気の[26歳から39歳]以外)
		応用化学			
		造園			
		土木 [26歳から39歳]	専門試験(該当区分のみ) 〈行政[22歳から25歳]〉 択一式、120分、40問必須解答		体力検査(消防のみ)
		建築 [26歳から39歳]			
		機械 [26歳から39歳]			
		電気 [26歳から39歳]	〈情報[22歳から25歳]〉 択一式、120分、40問必須解答		身体検査(消防のみ)
		研究(応用化学、電子、薬学)	〈土木・建築・機械・電気の[22歳から25歳]〉 択一式、120分、30問必須解答		
		学校事務			
		消防	〈社会福祉・心理・応用化学・造園〉 択一式、120分、40問必須解答 〈研究〉 択一式、60分、20問必須解答 資格加点(該当区分のみ) 〈土木・建築・機械・電気の[26歳から39歳]・社会福祉〉		

第1類 (追加募集)	技術	土木 [22歳から25歳]	適性検査 (SPI3) 基礎能力検査<テストセンター> 性格検査<自宅等で受検>	個別面接 専門面接 資格加算
		建築 [22歳から25歳]		
		機械 [22歳から25歳]		
		電気 [22歳から25歳]		
		土木 [26歳から39歳]		
		建築 [26歳から39歳]		
		機械 [26歳から39歳]		
		電気 [26歳から39歳]		

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第2類	事務	行政	教養試験 〈行政・学校事務・消防〉 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 〈技術〉 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈技術〉 択一式、120分、40問必須解答	個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
	学校事務			
	消防			

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	衛生	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈保育Ⅰ・Ⅱ以外〉 択一式、120分、40問必須解答 (ただし、衛生は一部選択解答) 〈保育Ⅰ・Ⅱ〉 択一式、90分、30問必須解答	個別面接 論文試験 ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)
	獣医		
	保育Ⅰ		
	保育Ⅱ		
	管理栄養		
免許資格職 (追加募集)	衛生	適性検査 (SPI3) 基礎能力検査 〈テストセンター〉	

	獣医	性格検査〈自宅等で受検〉	個別面接 専門面接（保育Ⅰ以外） 論文試験 ピアノ実技 （保育Ⅰのみ）
	保育Ⅰ	教養試験 択一式、90分 知識分野：15問必須解答 知能分野：15問必須解答 専門試験 〈保育Ⅰ〉 択一式、90分、30問必須解答	

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政	＜保育Ⅰ以外＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	＜保育Ⅰ以外＞ 論文試験 プレゼンテーション
		社会福祉			
		心理			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	学校事務				
	保育Ⅰ	＜保育Ⅰ・Ⅱ＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答 専門試験 択一式、60分、20問必須解答			
保育Ⅱ	個別面接 プレゼンテーション				
職務経験者 （追加募集）	衛生	適性検査（SPI3） 基礎能力検査〈テストセンター〉 性格検査〈自宅等で受検〉	個別面接 専門面接	—	
	獣医				

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
障害者を 対象とした 採用選考	行政		教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野：25問必須解答 （作文試験は第1次試験日に実施するが、採点は第3次試験で行う）	面接試験	作文試験 面接試験

<別表4>昇任選考の方法及び受験資格等

1 資格試験

職 種	行政職、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、清掃職、動物飼育職、運輸職、守衛職、学校事務職
方 法	筆記試験(別表6-2参照)
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和7年6月1日時点において職務の級が2級以上であること。 2 資格試験を実施する職種及び区分で係員段階の職員（動物飼育職、運輸職及び守衛職においては、令和8年3月31日現在、年齢40歳以上かつ勤続17年以上の者を除く。）であること。 3 試験実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。

2 課長補佐昇任選考

任用段階	課 長 補 佐 段 階
職 種	行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、清掃職、動物飼育職、運輸職、守衛職、学校事務職
方 法	原則として、筆記試験(第1次試験及び第2次試験)(別表6-2参照)、口述試験(第2次試験)、経歴、人事評価についての書面審査
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和7年6月1日時点において職員昇任基準年数を満たしていること。(別表5参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 令和8年3月31日現在において、職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職することとなる職員でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 資格試験に合格していること又は資格試験を同じ年度に受験すること(消防職に属する者、主任段階の職にある者及びこれに類するものとして人事委員会が定める者を除く)。 7 その他 (課長補佐段階への昇任選考に係る資格要件については別表6-1参照)

＜別表 5＞職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	新たに職員となった日の属する年度の 前年度の末日に おける年齢区分	主任以下段 階在職年数
行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大学卒	31 歳未満	5 年
		31 歳以上 40 歳未満	4 年
		40 歳以上	3 年
	短大卒	—	7 年
	高校卒以下	—	9 年
薬剤職、獣医職	大学卒	—	3 年
清掃職、動物飼育職、運輸職、守衛職	—	—	9 年

(注) 主任以下段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに課長補佐段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数を示す。

＜別表 6-1＞課長補佐昇任選考の種別及び資格要件

種 別	対象職種 ^(注1)	資 格 要 件
コースⅠ	A・B	・課長補佐昇任選考の受験資格を有する者(別表4参照、以下同じ。)のうち、他のコースに該当しない者 ・課長補佐転任試験 ^(注2) を受けようとする者
コースⅡ	A・B	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、コースⅢに該当せず令和8年3月31日現在、年齢40歳以上である者
コースⅢ	A	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和7年6月1日現在、主任段階の職にある者
	B	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和8年3月31日現在、年齢40歳以上かつ勤続17年以上の者 ^(注3)

(注)1. A及びBの職種はそれぞれ次のとおりとしている。

- A 行政職、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、清掃職及び学校事務職
- B 消防職、動物飼育職、運輸職及び守衛職

(注)2. 課長補佐転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の課長補佐の段階の職へ任命されるための試験をいい、課長補佐昇任選考と同時期に実施している。

(注)3. 消防職においては、別に任命権者が定める副課長補佐の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に10年以上在職していることを要する。

<別表 6-2>筆記試験の内容等

1 資格試験

試験科目	出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心とする	約 6 問	20 問	択一式	60 分	100 点
	地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心とする	約 4 問				
	事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市行政等	約 10 問				

2 課長補佐昇任選考（消防職除く）

- (1) 第 1 次試験受験者（行政職（事務）、薬剤職、栄養指導職、医療技術職、看護保健職（助産師・看護師）、守衛職、学校事務職）

ア コースⅠ及びコースⅡ

試験科目		出題内 容	問 題 数	形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	市政等に関する論文	課長補佐として必要な市政等に関する一般的知識	1 問	記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	150 点

イ コースⅢ

試験科目		出題内容	問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	200 点

- (2) 第 1 次試験受験者（行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、獣医職、衛生職、看護保健職（保健師）、清掃職、動物飼育職、運輸職）

ア コースⅠ及びコースⅡ

試験科目		出 題 内 容	問 題 数	形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	専 門 的 知 識	選考を行う職種における専門的知識	約 4 問	記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	150 点

イ コースⅢ

試験科目		出題内容	問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	200 点

- (3) 第 1 次試験免除者及び第 2 次試験受験延期終了者

コースⅠ及びコースⅡ

試験科目		出題内容	問題数	形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1問	記述式	60分	200点

3 消防職課長補佐昇任選考

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分	
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点	
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問					
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問					
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的 知識			約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識			1 問		記述式	60 分	100 点

イ コースⅡ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	100 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

＜別表 7＞第 1 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政 (22 歳～25 歳)	979 人	861 人	507 人	242 人	3.6 倍
	行 政(教養型) (22 歳～25 歳)	680	573	305	125	4.6
	行 政 (プレゼンテーション型) (22 歳～25 歳)	327	261	166	55	4.7
	情 報 (22 歳～25 歳)	11	10	9	6	1.7
	社会福祉	91	60	49	27	2.2
	心 理	51	31	22	13	2.4
	行政 (26 歳～39 歳)	1,352	954	584	128	7.5
	情報 (26 歳～39 歳)	16	13	13	5	2.6
技術	土 木 (22 歳～25 歳)	58	47	44	34	1.4
	建 築 (22 歳～25 歳)	39	32	24	21	1.5
	機 械 (22 歳～25 歳)	13	9	7	5	1.8
	電 気 (22 歳～25 歳)	18	14	10	8	1.8
	応用化学	24	12	9	6	2.0
	造 園	23	16	14	7	2.3
	土木 (26 歳～39 歳)	29	19	9	8	2.4
	建築 (26 歳～39 歳)	14	9	5	4	2.3
	機械 (26 歳～39 歳)	20	15	10	6	2.5
	電気 (26 歳～39 歳)	19	14	12	8	1.8
研究 (応用化学)		6	3	3	1	3.0
研究 (電子)		4	3	3	0	—
研究 (薬学)		2	1	1	0	—
学校事務		256	161	61	26	6.2
消 防		552	435	239	94	4.6
計		4,584	3,553	2,106	829	4.3

＜別表 8＞第 1 類採用試験（追加募集）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
技術	土 木 (22 歳～25 歳)	3 人	3 人	3 人	1 人	3.0 倍
	建 築 (22 歳～25 歳)	3	3	2	0	—
	機 械 (22 歳～25 歳)	5	4	4	2	2.0
	電 気 (22 歳～25 歳)	2	2	2	2	1.0
	土木 (26 歳～39 歳)	15	15	13	8	1.9
	建築 (26 歳～39 歳)	5	4	4	2	2.0
	機械 (26 歳～39 歳)	4	4	3	2	2.0
	電気 (26 歳～39 歳)	9	6	5	3	2.0
計		46	41	36	20	2.1

＜別表 9＞第 2 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政	133 人	92 人	49 人	16 人	5.8 倍
技術	土 木	24	22	12	11	2.0
	建 築	1	1	0	—	—
	機 械	3	3	3	2	1.5
	電 気	4	1	1	1	1.0
学校事務		14	11	10	3	3.7
消 防		355	238	60	24	9.9
計		534	368	135	57	6.5

＜別表 10＞免許資格職採用試験

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
衛 生	37 人	24 人	17 人	13 人	1.8 倍
獣 医	4	3	3	2	1.5
保 育 I	169	140	123	80	1.8
保 育 II	13	8	7	5	1.6
管理栄養	62	32	14	2	16.0
計	285	207	164	102	2.0

＜別表 11＞免許資格職採用試験（追加募集）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
衛 生	38 人	33 人	30 人	17 人	1.9 倍
獣 医	3	2	2	0	—
保 育 I	16	15	13	6	2.5
計	57	50	45	23	2.2

＜別表 12＞職務経験者採用選考

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数(a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行 政	394 人	271 人	48 人	10 人	3 人	90.3 倍
	社会福祉	51	39	15	8	2	19.5
	心理	6	5	4	2	1	5.0
技術	土 木	10	9	9	5	3	3.0
	建 築	2	2	2	2	2	1.0
	機 械	14	11	7	5	4	2.8
	電 気	12	10	6	6	3	3.3
学校事務		94	72	31	10	3	24.0
保 育 I		8	8	4		4	2.0
保 育 II		4	4	2		0	—
計		595	431	128	48	25	17.2

＜別表 13＞職務経験者採用選考（追加募集）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
衛 生	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
獣 医	3	2	2	2	2	1.0
計	4	3	3	3	3	1.0

＜別表 14＞行政実務経験者採用選考

試験区分			申込者数	第1次試験 受験者数 (a)	第1次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
課長補佐級	事務	行 政	7 人	7 人	4 人	1 人	7.0 倍
	技術	土 木	0	0	—	—	—
		建 築	0	0	—	—	—
		機 械	1	1	1	1	1.0
		電 気	0	0	—	—	—
主任級	事務	行 政	13	13	6	2	6.5
	技術	土 木	1	1	1	1	1.0
		建 築	0	0	—	—	—
		機 械	2	2	2	0	—
		電 気	2	2	2	1	2.0
計			26	26	16	6	4.3

＜別表 15＞障害者を対象とした採用選考

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数(a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
行 政	126 人	94 人	45 人	19 人	6 人	15.7 倍

＜別表 16＞採用選考(人事委員会分)

職 種	職種細分 (又は詳細)	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	(総務局主事)	1 人	1 人	1 回
	(総務局付担当部長)	1	1	1
	(課長補佐(国への割愛派遣者))	2	2	2
	(技師)	1	1	1
	(主任(国への割愛派遣者))	1	1	1
医事職	医師(整形外科)	1	1	1
	医師(公衆衛生)	7	2	1
計		14	9	8

＜別表 17＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分 (又は詳細)			
市長	医事職	医師	9人	5 人	3 回
	看護保健職	保健師	80	18	1
	労務職	技士	10	4	2
		業務技師	20	3	3
	清掃職	技士	142	30	1
教育委員会	学芸職	学芸員	70	7	3
交通局長	運輸職	運輸業務	254	97	3
		技術業務	17	5	1
計			602	169	17

＜別表 18＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））

任命権者	受験者数	合格者数	選考回数
市 長	8,746 人	7,071 人	1,240 回
市 会 議 長	47	27	3
教 育 委 員 会	3,287	2,766	223
選挙管理委員会	811	800	44
消 防 長	61	31	17
上 下 水 道 局 長	177	121	12
交 通 局 長	87	54	11
計	13,216	10,870	1,550

<別表 19>採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	行政職 (任期付職員)	3 件	3 人	3 人	3 回
		医事職 (任期付職員)	0	0	0	0
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	4	16	16	4
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	2	2	2	2
		医事職 (任期付職員)	3	3	3	3
		衛生職 (任期付職員)	1	1	1	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	1※	69	69	1

※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一括申請。

<別表 20>消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験

種別	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			計		
合格者 数等	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)
一般消防	55	5	11.0	34	2	17.0	31	4	7.8	120	11	10.9
航空消防	1	0	—	1	0	—	—	—	—	2	0	—
計	56	5	11.2	35	2	17.5	31	4	7.8	122	11	11.1

- (注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
2. 第1次試験……………令和7年7月2日実施、令和7年8月13日合格者発表
3. 最終合格者発表……………令和7年9月5日

<別表 21> 課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験・主任転任試験

1 課長補佐昇任選考、課長補佐転任試験

合格者数等 職種（区分）		コースⅠ					コースⅡ					コースⅢ					計				
		第1次試験 受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格率 A/B (倍)	第1次試験 受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 D (人)	合格率 C/D (倍)	第1次試験 受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 F (人)	合格率 E/F (倍)	第1次試験 受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 H (人)	合格率 G/H (倍)
行政職	事務	191 (15)[4]	84 <2>	101 (15)[4]	89 (9)[3]	2.1	63 (8)	23 <1>	30 (8)	24 (4)	2.6	17 (1)[1]	8	10 (1)[1]	8 [1]	2.1	271 (24)[5]	115 <3>	141 (24)[5]	121 (13)[4]	2.2
	土木	43 (1)	9	10 (1)	10 (1)	4.3	28 (1)	6	7 (1)	5	5.6	12	3	3	2	6.0	83 (2)	18 (2)	20 (2)	17 (1)	4.9
	建築	12 (2)	2	4 (2)	4 (2)	3.0	4	1	1	1	4.0	0	0	0	0	-	16 (2)	3	5 (2)	5 (2)	3.2
	機械	7 (1)	0	1 (1)	1 (1)	7.0	12 (1)	5	6 (1)	6 (1)	2.0	2	1	1	0	-	21 (2)	6 (2)	8 (2)	7 (2)	3.0
	電気	16	7	7	7	2.3	13	1	1	1	13.0	2	1	1	1	2.0	31	9	9	9	3.4
	造園	2	1	1	1	2.0	0	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	3	2	2	2	1.5
	応用・工業化学、 農業化学	3	1	1	1	3.0	1	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	5	2	2	2	2.5
	保育職	5	1	1	1	5.0	3	2	2	2	1.5	8 [1]	6	7 [1]	6 [1]	1.3	16 [1]	9	10 [1]	9 [1]	1.8
	司書職	3	0	0	0	-	1 (1)	0	1 (1)	0	-	2	0	0	0	-	6 (1)	0	1 (1)	0	-
	学芸職	2	0	0	0	-	2	1	1	1	2.0	0	0	0	0	-	4	1	1	1	4.0
医療技術職	薬剤職	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	獣医師	2 (1)	1	2 (1)	1	2.0	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	3 (1)	1	2 (1)	1	3.0
	栄養指導職	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	衛生職	3 (1)	1	2 (1)	1	3.0	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	4 (1)	1	2 (1)	1	4.0
	診療放射線技師	3	0	0	0	-	1	0	0	0	-	4	1	1	1	4.0	8	1	1	1	8.0
	医療検査技術者	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	3 (1)	0	1 (1)	0	-	4 (1)	0	1 (1)	0	-
	理学療法士	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	6	0	0	0	-	8	0	0	0	-
	作業療法士	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	歯科衛生士	3	0	0	0	-	0	0	0	0	-	2	0	0	0	-	5	0	0	0	-
	保健師	4 (1)	1	2 (1)	2 (1)	2.0	2	1	1	0	-	3	2	2	1	3.0	9 (1)	4	5 (1)	3 (1)	3.0
看護保健職	看護師	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	3	0	0	0	-	5	0	0	0	-
運輸職	清掃職	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-	9	1	1	1	9.0	10	1	1	1	10.0
	動物飼育職	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	2	0	0	0	-	2	0	0	0	-
	運輸業務	4	1	1	0	-	14 (1)	0	1 (1)	0	-	28	3	3	3	9.3	46 (1)	4	5 (1)	3	15.3
学校事務職	技術業務	3	0	0	0	-	8	0	0	0	-	3	1	1	1	3.0	14	1	1	1	14.0
	学校事務職	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-	2	1	1	1	2.0	3	1	1	1	3.0
合計	311 (22)[4]	109 <2>	133 (22)[4]	118 (14)[3]	2.6	158 (12)	40 <1>	51 (12)	40 (5)	4.0	111 (2)[2]	30	34 (2)[2]	27 [2]	4.1	580 (36)[6]	179 <3>	218 (36)[6]	185 (19)[5]	3.1	

2 主任転任試験

職種（区分）	合格者数等	第1次試験 受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格率 A/B (倍)
行政職 事務	2	2	2	2	1	2.0

注1 < >内の数は、第2次試験受験延期制度適用者の数で内数…（ア）（ ）内の数は、第1次試験免除者の数で内数…（イ）[]内の数は、第2次試験受験延期制度終了者の数で内数…（ウ）
 注2 第2次試験受験者数：「第1次試験合格者数」－（第1次試験合格者のうち、コースⅢの種別で、口述試験を欠席した者）－（ア）＋（イ）＋（ウ）

＜別表 22＞消防職課長補佐昇任選考（推薦型）

区 分	候補者数	合格者数	選考回数
一般消防	2 人	2 人	1 回
航空消防	—	—	
計	2	2	1

＜別表 23＞課長補佐昇任選考（推薦型）

職 種	候補者数	合格者数	選考回数
行政職	27 人	27 人	1 回
保育職	3	3	
看護保健職	1	1	
計	31	31	1

＜別表 24＞資格試験

職 種		受験者数	合格者数	倍率
行政職	事務	578 人	385 人	1.5 倍
	土木	119	63	1.9
	建築	23	12	1.9
	機械	41	22	1.9
	電気	44	15	2.9
	造園	4	3	1.3
	応用・工業化学、 農芸化学	4	3	1.3
保育職		20	7	2.9
司書職		4	3	1.3
学芸職		4	1	4.0
獣医職		4	2	2.0
栄養指導職		1	0	—
衛生職		9	4	2.3
医療技術職	診療放射線技師	4	1	4.0
	医療検査技術者	1	0	—
	理学療法士	2	1	2.0
	作業療法士	1	1	1.0
	歯科衛生士	3	2	1.5
	臨床工学技士	1	0	—
看護保健職	保健師	10	6	1.7
	看護師	2	0	—
清掃職		3	1	3.0
運輸職	運輸業務	23	11	2.1
	技術業務	15	1	15.0
学校事務職		3	1	3.0
計		923	545	1.7

＜別表 25＞転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	55 人	55 人	22 人	行政職	行政職 (情報[26 歳から 39 歳])	1
				保育職	行政職 (行政[26 歳から 39 歳])	1
				衛生職	研究職 (薬学)	1
				行政職	行政職 (社会福 祉)	1
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	0	—	—	—	—	0
第2類	1	1	1	運輸職	行政職 (機械)	1
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	0	—	—	—	—	0
職務経験者	0	—	—	—	—	0
計	56	56	23	5		

＜別表 26＞転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教 員	教育指導職	8 人	8 人	1 回
計		8	8	1